

平成20年度 後期高齢者医療保険料が決定します

7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」及び「後期高齢者医療保険料納入通知書」を送付します。

● 保険料の支払方法・納期

- 原則年金からの引きおとし（特別徴収）となります。

ただし、年金の額が年間18万円以下の方もしくは介護保険料と合わせた保険料額が、年金額の2分の1を超える場合は引きおとしとはなりません。

- 年金からの引きおとしとならない方については、口座振替や納付書などで個別に納めていただきます。（普通徴収）

※7月から9月までは普通徴収、10月からは特別徴収となる方もあります。

保険料の納期については、7月から翌年2月の毎月月末です。（12月は25日）

ただし納期限が土・日曜日の場合は、翌日となります。

● 保険料の計算方法

保険料額は、一人ずつ均等に負担していただく「均等割額」と、所得に応じて負担していただく「所得割額」の合計額です。なお、一人あたりの上限額は50万円です。

$$\text{保険料額} = \text{均等割額 } 40,175\text{円} + \text{所得割額 } (\text{総所得金額等} - 330,000\text{円}) \times 0.0743$$

● 保険料（均等割額）の減額

4月1日現在の世帯状況において、同じ世帯に属する「世帯主」と「後期高齢者医療被保険者」の総所得金額などの合計額により均等割額が減額されます。ただし、年金所得については、特例としてさらに15万円が控除されます。

総所得金額等の合計が33万円以下の世帯	→	均等割額を7割減額（12,052円）
総所得金額等の合計が 33万円+24.5万円×（世帯主でない被保険者数） 以下の世帯	→	均等割額を5割減額（20,087円）
総所得金額等の合計が 33万円+35万円×（被保険者数）以下の世帯	→	均等割額を2割減額（32,140円）

● 被扶養者だった方の保険料の特例 （国民健康保険および国民健康保険組合加入者は除く）

後期高齢者医療の被保険者になる前日に会社の健康保険や共済組合などの被扶養者の方は、被保険者の資格を得た日から2年間は保険料の均等割額が5割減額され、所得割額は課せられません。また平成20年度のみ、4月分から9月分までは保険料は徴収されず、10月から3月分までの保険料額は均等割額の20分の1（2,000円）となります。